

医政医発 0811 第 1 号  
基安労発 0811 第 1 号  
子総発 0811 第 1 号  
社援基発 0811 第 1 号  
障障発 0811 第 1 号  
老総発 0811 第 3 号  
令和 2 年 8 月 11 日

各 〔都道府県  
指定都市  
中核市〕 保健福祉主管部局長 殿

厚生労働省

医政局医事課長  
(公印省略)  
労働基準局安全衛生部労働衛生課長  
(契印省略)  
子ども家庭局総務課長  
(公印省略)  
社会・援護局福祉基盤課長  
(公印省略)  
社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長  
(公印省略)  
老健局総務課長  
(公印省略)

病院、診療所、社会福祉施設等に対する腰痛予防対策講習会について  
(周知依頼)

平素から厚生労働行政の推進に格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、業務上の腰痛は、休業4日以上のもので年間で5,000件を超えており、労働災害のうちで、業務に起因して発生する疾病の中で最大となっています。特に、病院、診療所、社会福祉施設、介護サービス事業所等(以下「病院・施設等」という。)における看護・介護業務等における腰痛は突出して多く、全業種の3割にも及びます。

こうした状況を踏まえ、厚生労働省では、9月から別添リーフレットの16都道府県において腰痛予防対策講習会を開催し、病院・施設等の看護・介護業務等の従事者、管理者、施設、事業者等を対象に、腰痛を発生させない業務の方法等を周知することとしました。講習会では、職場における腰痛予防対策指針(平成25年6月18日付け基発0618第1号)に基づき、腰痛予防の基本的な考え方、現場での運用、更には、看護・介護業務

等における介護用福祉機器等を用いた効率的な業務に関する実技を行います。

貴職におかれては、関係市町村及び病院・施設等に対し、本講習会の開催について周知及び参加勧奨をいただきたく、御配慮をお願いいたします。なお、新型コロナウイルス感染症の状況に応じ、講習会を中止する恐れもあることについて御承知おきいただきますようお願いいたします。

参考までに、都道府県ごとの開催日時及び開催場所を別添のとおりお知らせします。腰痛予防対策講習会に関する情報の詳細は、厚生労働省ホームページ ([https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/anzen/anzeneisei02.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/anzeneisei02.html)) でも確認できます。参加申込みは、講習会事業の受託者である(株)平プロモートのホームページ(<https://seminar.tairapromote.co.jp/yotsu-yobo>)を通じて行っていただきますようお願いいたします。